

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人種苗管理センター（以下「法人」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所（以下「本所」という）及び従たる事務所（以下「農場」という。）において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、必要に応じて説明を求め検証を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認める。
- 2 法人の内部統制について調査したところ、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。


III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた事項についての意見

- i) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定))、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)
 - ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定))
 - iii) 法人の長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))
 - iv) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定))
- 以上の事項について監査したところ、適正に対応し、適切な運営に務め、各課題を達成しているものと認める。

平成 27 年 6 月 12 日

独立行政法人種苗管理センター

監事

一川 邦彦 

監事

石窪 井憲男 